しんじゅくニュース

第29号
2012年6月29日発行

発行　新宿区地域文化部多文化共生推進課
〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1
電話：03-5273-3504　FAX：03-3209-1500

外国語版ホームページ
http://www.city.shinjuku.lg.jp/foreign/japanese/
各担当部署に問い合わせる場合は、日本語でお問い合わせください。

2012年7月9日（月）から外国人の方に関する登録制度が変わります！

新しい在留管理制度の導入と住民基本台帳法の改正により、外国人の方に関する登録制度が変わります。制度改正の詳しい内容についてはパンフレット「外国人の方に関する登録制度が変わります」をご覧ください。

制度改正の重要なポイント

外国人住民の方にも「住民票」が作成されます

外国人登録法が廃止され、中長期在留者（原則として適法に3ヵ月を超えて在留する外国人）や特別永住者等の方も住民基本台帳法の対象となり、「住民票」が作成されます。

★外国人登録の手続きとは異なり、区外や国外に引っ越しをするときは、事前に新宿区で「転出届」をしていただくことになります。

住民票に関すること

総務省　☎ 0570-066-630
（IP電話・PHSからは03-6301-1337）

仮住民票に関する通知をお送りしています

7月6日（金）まで、制度移行のため下記の通知書をお送りしていますので、内容をご確認ください。

★住民票の対象と見込まれる方には外国人登録等の情報を基に「仮住民票」を作成し、その内容を記載した「仮住民票記載事項通知書」をお送りしています。
「仮住民票」は7月9日（月）に「住民票」になります。

★日本人の方と外国人の方が同じ世帯（「複数国籍世帯」）になると見込まれる方には「世帯状況確認通知書」をお送りしています。

★外国人登録をしている方で、観光目的等で短期間滞在される方や、適法に在留していない方には「住民票に移行されない旨の通知書」をお送りしています。

仮住民票に関すること

戸籍住民課住民記録係
（電話番号は下記問合せ先をご覧ください）

「在留カード」・「特別永住者証明書」が交付されます

外国人登録証明書に代わり中長期在留者の方には「在留カード」が交付されます。また、特別永住者の方には「特別永住者証明書」が交付されます。

★「在留カード」は空海港や地方入国管理局の窓口で交付されます。

★「特別永住者証明書」は戸籍住民課住民記録係（区役所本庁舎1階）の窓口で交付されます。

★中長期在留者や特別永住者の方がお持ちの外国人登録証明書は、一定期間「在留カード」・「特別永住者証明書」の代わりとして使うことができます。

在留カード・特別永住者証明書に関すること

法務省入国管理局
外国人在留総合インフォメーションセンター

☎ 0570-013904
（IP電話・PHSからは03-5796-7112）

問合せ
戸籍住民課住民記録係
7月6日（金）まで　仮住民票等相談窓口（区役所本庁舎地下1階）　TEL　03-5273-4359
7月9日（月）から　戸籍住民課住民記録係（区役所本庁舎1階）　TEL　03-5273-3601

2面へ続く

次号の発行は2012年9月予定です。区役所、しんじゅく多文化共生プラザ、出張所、図書館など各公共施設で配布しています。

7月9日（月）に住民票が作成されない方について

●外国人登録をしていない中長期在留者等の方

住民票の作成対象の外国人の方であっても、7月6日（金）までに外国人登録をしていない場合には、住民票が作成されません。

このような方については、在留カード等をお持ちになり、7月9日（月）から14日以内に、住民票の作成の届出をしていただく必要があります。

詳しくは戸籍住民課住民記録係（電話番号は問合せ先をご覧ください）にお問い合わせください。

●住民票の作成対象にならない方の印鑑登録

観光目的等で短期間滞在される方や、適法に在留していない方は住民票の作成対象とならないため、7月9日（月）以降、印鑑登録をすることができなくなります。

また、住民票が作成されない方で、既に印鑑登録をしている方は、7月9日（月）に印鑑登録が抹消されるため、印鑑登録証明書の交付はできなくなります。

●区が行う各種行政サービスについては、それぞれの担当部署にお問い合わせください。

問合せ	戸籍住民課住民記録係 7月6日（金）まで　仮住民票等相談窓口 （区役所本庁舎地下1階）　TEL　03-5273-4359 7月9日（月）から　戸籍住民課住民記録係 （区役所本庁舎1階）　TEL　03-5273-3601

外国人登録制度改正による国民健康保険の変更点について

●外国人住民の方に住民票が作成されることに伴って、続柄が変更される場合があります。このことにより納付義務者が新たな世帯主に変わって、保険証が新しく発行される場合があります。

●世帯の状況が変わることにより、国民健康保険の記号番号が変わることがあります。

●加入要件が変わります。法改正前は、「1年以上の在留資格がある、または疎明資料により1年以上日本に滞在すると認められる」ことが加入要件でしたが、法改正後は「3か月を超える在留資格がある、または疎明資料により3か月を超えて日本に滞在すると認められる」ことが加入要件になります（加入要件はほかにもあります）。

詳しくはお問い合わせください。

問合せ先　健康部医療保険年金課国保資格係
☎ 03-5273-4146

食中毒に注意しましょう！

6月から7月頃の雨が多い期間のことを「梅雨（つゆ）」といいます。雨が長期にわたって続くので、カビや食中毒などによる健康被害にも注意が必要です。

食中毒予防の主なポイント

- キッチン用品は熱湯か漂白剤で消毒して、しっかり乾燥させる
- 食品はふた付き容器に入れるか、ラップで包むなど

※生で食べる食品には特に注意が必要です。また、子どもは抵抗力が弱いので生ものや卵などを食べさせるときは気をつけましょう。

祭 夏のおまつりに出かけよう！！

神楽坂まつり　7月25日（水）～28日（土）

ほおずき市

朱色の実も鮮やかなほおずきの鉢の販売や納涼ビアガーデンなどが開かれます。浴衣の着付けサービスや神楽坂まち歩きの案内サービスもあります。

阿波踊り

三味線や笛、太鼓の軽快な演奏に合わせて約15の連（数十人のグループ）が坂を踊り歩きます。

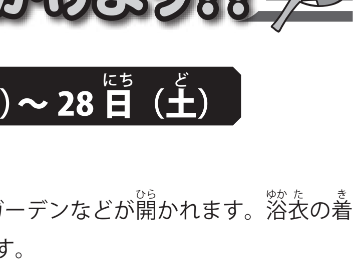

場　所　神楽坂通り
詳　細　神楽坂通り商店会事務所
http://www.kagurazaka.in/matsuri/index.html

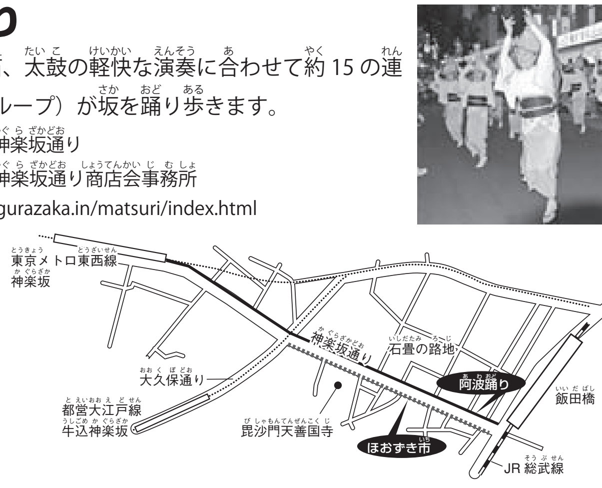

無料健康診査

新宿区国民健康保険に加入している40歳から74歳の方には、区が無料で健康診査を実施しています。2012年12月31日(月)までに受診しましょう。

【新宿区健康診査ご案内センター】

予約方法が分からないときや健康診査票がないときは、新宿区健康診査ご案内センター電話番号0120-502-252（2012年6月1日(金)から9月29日(土)までの月～土曜日午前9時から午後7時）へお問合せください。

問合せ　健康推進課健診係（第二分庁舎分館1階）03-5273-4207

新宿区の友好都市ベルリン市ミッテ区より青少年12名が来日

新宿区と新宿区の友好都市であるドイツ・ベルリン市ミッテ区は、1992年から青少年交流を続けています。

2012年4月1日から4月12日まで、ミッテ区の青少年特派員12名が、新宿区を訪問しました。日本の青少年との交流、施設見学、意見交換等を通じて、有意義な時間を過ごしました。

ここでは、訪問3日目に新宿文化センターで行われた、茶道体験の模様を紹介します。

ミッテ区とは??

ミッテ（Mitte）とはドイツ語で「中央、真ん中」の意味で、ベルリン市の中央に位置しています。1992年に、新宿区と当時のティアガルテン区が友好関係を結び、以後友好関係を続けています。2001年、ティアガルテン区は近隣の2区と合併し、今のミッテ区となりました。首都の中心をなしていること、外国人居住者が多いこと、また、緑が多いことなど、新宿区とミッテ区には多くの共通点があります。

国会議事堂

ブランデンブルク門

当日の行程

まずは全員で円になって正座し、お茶の作法を習いました。そしてお茶と和菓子をいただきました。青少年の皆さんは、まだ日本語に慣れない様子で、同時通訳の方がマイクを通じてドイツ語に訳し、イヤホンをつけた青少年の皆さんのもとへ伝わっていました。

正座で茶道を学んでいます。

お茶菓子を食べています。楊枝を使うのが大変そうです。

熱心にお話を聞いています。

食後はリラックスした雰囲気の中、日本人との交流を楽しみました。

皆さんに聞きました

Q 着物の着心地はどうですか？

A 帯で締めつけられるので少し苦しいですが、自分の好きな着物を着られてうれしいです。

Q お茶や、和菓子の味はどうですか？

A 和菓子の甘みに慣れるのは大変そうですが、お茶の苦みと和菓子の甘みがとても合っています。

Q 日本のどんなところに行ってみたいですか？

A お花見の季節なので、日本で桜を見るのが楽しみです。

質問に答えてくれた3人（左からヤニックさん、アニャさん、ユストスさん）

青少年の皆さんからも、「和室に飾ってある掛け軸や花は、茶道に関係あるのですか？」「日本の女性は、結婚する前に必ず茶道を学ぶと聞きましたが本当ですか？」などの質問があり、熱心に日本の文化を学ぼうとする姿勢が感じられました。

今回の訪問をきっかけに、今後も新宿区はミッテ区と、友好都市として良好な関係を保ち続けていきたいと考えています。

2013年4月に区立小・中学校に入学を希望する人へ

日本では小学校6年間、中学校3年間の計9年間、年齢では満6歳から15歳までが義務教育とされています。外国人は日本の小・中学校への就学義務はありませんが、希望する場合は申請により入学が認められており、約480人の方が勉強しています。

なお、日本の小学校を卒業していないと、日本の中学校に入学ができないのでご注意ください。区立小・中学校に入学を希望する場合は、入学の申請をしてください。

また、小・中学校へ入学する新1年生を対象に学校選択制度があり、通学区域外の選択可能校を希望することができます（ただし、選択できない学校をあらかじめ指定することがあります）。希望する方には、学校選択票を申請時にお渡しします。

8月下旬から9月下旬までの間に小学校、9月下旬から10月下旬までの間に中学校が学校公開日を設定します。実際の教育の現場を見ることができます。日程等詳しくはお問い合わせください。

【小学校入学対象者】
2006年4月2日～2007年4月1日に生まれた方

【中学校入学対象者】
2000年4月2日～2001年4月1日に生まれた方

【申請期間（学校選択票提出期間）】
小学校への入学は9月3日（月）～28日（金）（土・日曜日・祝日を除く）
中学校への入学は10月1日（月）～31日（水）（土・日曜日・祝日を除く）

【申請方法】
あらかじめ教育委員会事務局学校運営課から送付する「お知らせ」と入学を希望する本人と保護者の在留カード、特別永住者証明書または外国人登録証明書を持って教育委員会事務局学校運営課へお越しください。日本語を話せない方は、日本語を話せる方と一緒にお越しください。

申込み・問合せ	教育委員会事務局学校運営課 **TEL** 03-5273-3089

新宿区日本語教室2学期　学習者募集

日常生活に必要な初級の日本語を身につけましょう♪

教室に空きがあれば途中からでも参加できます。

対象	入門初級レベル。日常生活で日本語を必要としている方。ただし、中学生以下の方は参加できません。
日時	9～12月の平日。週1回の教室と週2回の教室があります。曜日は会場によって異なります。学習時間は午前9時30分～11時30分。月・木曜日のみ午後6時30分～8時30分。
会場	しんじゅく多文化共生プラザを含む区内10ヵ所

参加費	週1回クラス／￥2,000 週2回クラス／￥4,000 ※一度入金された参加費はお返しできません
申込み	申込用紙に必要事項を記入し、新宿文化センターへ郵便（〒160-0022 新宿区新宿6-14-1）かFAX（03-3350-4839）でお送りください。申込用紙は、しんじゅく多文化共生プラザ、新宿区役所外国人相談窓口、新宿文化センターにあります。または新宿未来創造財団のWEBサイト（http://www.regasu-shinjuku.or.jp/?p=630）からダウンロードしてください。申込受付期間は6月29日～8月6日。結果は全員に8月16日までに郵送します。
問合せ	公益財団法人 新宿未来創造財団 文化交流課 **TEL** 03-3350-1141　**FAX** 03-3350-4839 **Eメール** bunka@regasu-shinjuku.or.jp

しんじゅく多文化共生プラザ

多文化共生のまちづくりを進めるため、新宿区がつくった施設です。ぜひ、来て下さい！

- 自習スペースがあり、日本語学習の教材を使える『日本語学習コーナー』
- 生活情報を伝えたり、相談を受けたりする『外国人相談コーナー』

＊プラザでは、在留資格やVisaの相談もできます。

- 外国人の方に役に立つ情報・資料が得られる『資料・情報コーナー』
- 講座やイベントなどに使われる『多目的スペース』

場所	〒160-0021　新宿区歌舞伎町2-44-1　ハイジア11階
問合せ	☎03-5291-5171　FAX 03-5291-5172
アクセス	JR新宿駅東口から徒歩10分　西武新宿駅から徒歩5分
開館時間	午前9時～午後9時
休館日	毎月第2・4水曜日、年末年始（12月29日～翌年の1月3日）
URL	http://www.city.shinjuku.lg.jp/foreign/japanese/plaza.html